

令和3年度 災害廃棄物処理担当者向け勉強会

## 「災害廃棄物処理における災害ボランティアとの連携」

【今日のお話】

- ・「ボランティア」とは？
- ・NPO等による被災者支援
- ・調整の役割を担う「災害中間支援組織」
- ・近年の災害における対応事例と課題
- ・災害廃棄物処理における連携

災害支援の文化を創造する



名称：特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク  
英名：Japan Voluntary Organizations Active in Disaster  
略称：JVOAD（ジェイボアード）

## Japan Voluntary Organizations Active in Disaster の事業概要

### □ JVOAD設立の目的

- ・災害時の被災者支援活動が効果的に行われるよう「連携の促進」と「支援環境の整備」を図る
- ・活動を通じて将来の災害に対する脆弱性の軽減へ貢献

### □ 活動内容

#### 災害時

- ・被災者・住民・地域のニーズと支援状況の全体像を把握
- ・支援団体などへの情報共有と支援団体間の**コーディネーション**
- ・支援を実施するための資金・人材などが効果的に投入されるための**コーディネーション**
- ・復旧・復興に向けた支援策の提言および支援全般の検証

#### 平常時

- ・NPO / ボランティアセンターなど市民セクターとの連携強化
- ・産官民などのセクターを超えた支援者間の連携強化
- ・地域との関係構築と連携強化
- ・訓練/勉強会/全国フォーラムなどの実施

### □ これまでの経緯（設立準備：3年、2016年：設立）

- 2013年 7月 第一回広域災害調整期間設立に関する**準備会**開催
- 2016年11月 特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク**設立**
- 2019年 5月 内閣府と連携・協働の「**タイアップ宣言**」を締結
- 2019年12月 東京都より、「**認定NPO法人**」の認定を受ける
- 2020年 9月 内閣総理大臣表彰を受ける

### □ 災害対応

- |              |              |            |              |
|--------------|--------------|------------|--------------|
| 2015年 関東東北豪雨 | 2017年 九州北部豪雨 | 2019年 8月豪雨 | 2020年 7月豪雨   |
| 2016年 熊本地震   | 2018年 西日本豪雨  | 房総半島台風     | 2021年 福島県沖地震 |
| 台風10号        | 北海道胆振東部地震    | 東日本台風      | 7月・8月の大雨     |

# 東日本大震災時の教訓

「NPO・NGO等自己完結型のボランティア団体と一般のボランティアを区別し、それぞれに適した受け入れ態勢を構築していなかった。」

「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」岩手県(2012年)

「政府とNPO/NGOとの連携による被災者支援は、行政の支援が届き難いところに対しても支援が可能であるため、今後の災害においても適応が期待されるが、そのためには、県のNPO/NGOの受け入れ態勢を事前に定めておく必要がある」

「東日本大震災－宮城県の6か月間の災害対応とその検証－」宮城県(2012年)



# 災害対策基本法では国・地方公共団体はボランティアとの連携に努めなければならないことになった

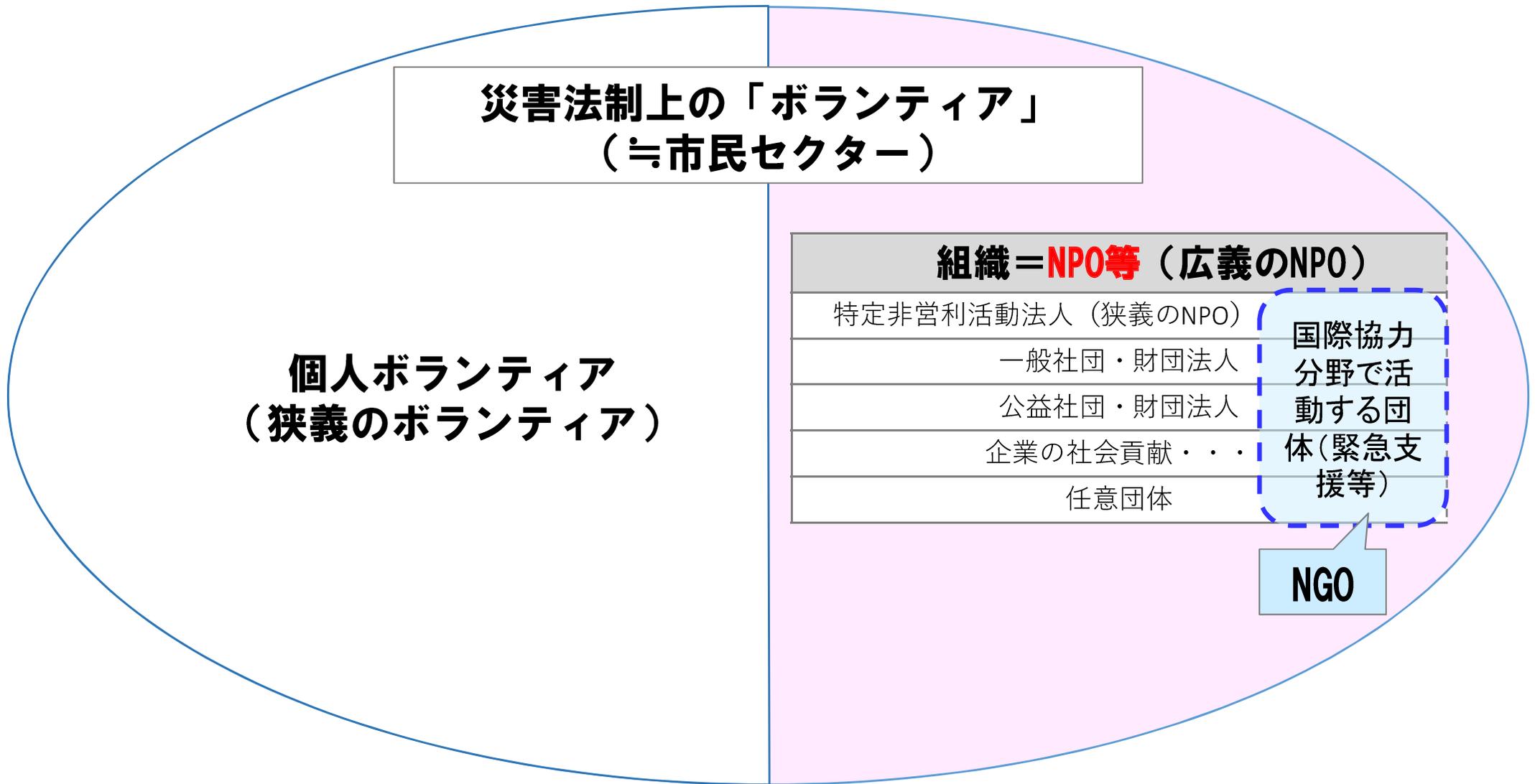
---

## ■ 災害対策基本法（平成25年6月21日改正）

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

### 第五条の三

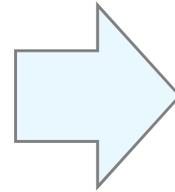
国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その**自主性**を尊重しつつ、**ボランティアとの連携**に努めなければならない。



- ポイント① “ボランティア”、“NPO”という言葉には、「**広義**」と「**狭義**」の意味がある
- ポイント② 広義の“ボランティア”には、「**個人**」と「**組織**」の2種類がある

## これまでの“ボランティア”

- ① 自発性(主体性)の原則
- ② 社会性(公共性)の原則
- ③ 無償性(無給性)の原則



## 災害支援の“ボランティア”

- ① 自発性
- ② 社会性
- +
- ③ 無償性 + 有償性
- ④ 専門性
- ⑤ 多様性
- +
- 役割、責任、調整

ポイント③ 広義の“ボランティア”の共通原則は、「自発性」

ポイント④ 災害支援の“ボランティア” ≠ 「無償性」

ボランティア＝「自主性」ってことは、

- やるのか、やらないのか、わからない。ってこと？
- そんなところに頼っていいの？
- 責任もってやってくれるの？
- 問題が起きるんじゃないの？

不確定なもの、不安なものには  
お願いできない？

※ボランティアには、

災害が起きてから「何かしないと」との思いから支援を始める人  
災害支援を専門／仕事にしている組織 が混在する

ポイント⑤ 不確定要素が多いが、自発的に動くことのできる多様な力を、  
ある程度確実性のあるものに変換する「装置」が必要

# 熊本地震が、日本の災害対応を進化させたきっかけ

- ボランティア**： 約12万人が支援にかけつけた
- NPO等**： 約300団体が活動を展開
- 情報共有会議**： 熊本地震支援団体「**火の国会議**」
- 三者連携**： 熊本県（熊本市）・県社協（市社協）・NPO**連携会議**
- 中間支援組織**： くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）



益城町、阿蘇市、熊本市など、**市町単位での情報共有会議**も行われた

# NPO等による支援活動の事例 活動イメージ①

【避難所】



生活環境改善



日常生活を取り戻す



医療・看護



要配慮者への支援



足湯・困りごと把握



多目的スペースの確保



炊き出し



ペット



運営・ミーティング

# NPO等による支援活動の事例 活動イメージ②

## 【こども】



プレイルーム運営



ストレス発散

## 【障がい者】



スポーツ体験

## 【物資】



必要な場所に届ける



倉庫設置

## 【引越し】



避難所⇒仮設



# NPO等による支援活動の事例 活動イメージ④

## 【被災家屋への技術的な支援】

### 床下の対応



### 屋根の対応



### 重機を使った支援



分野	一般ボランティア（災害VC）	NPO・NGO等
被災家屋	（ニーズ把握） 土砂出し、家財出し、片づけ・清掃	重機での土砂等、床・壁・屋根の応急措置 廃棄物の分別・回収、住宅再建の相談・講習会
避難所	<p>災害VCでの対応範囲は限られていることが多い</p> <p>しかし、災害VCには住民から多様なニーズが寄せられる</p> <p>災害VCで対応できないニーズをどうつなぐかも重要な役割</p>	アセスメント、物資、環境整備、炊出し、サロン傾聴、ジェンダー的配慮、ペット、運営
在宅避難者		実態把握調査 物資、家電、食事
仮設住宅		引越し、物資・家電、集会場、公民館への備品、サロン、見守り支援
生業支援		農地からの土砂・廃棄物等撤去 商店街の片づけ・清掃、資機材
要配慮者		福祉施設への支援、相談支援・資金支援 こどもの居場所・学習支援、学用品など、翻訳・通訳

ポイント：

1. 一般ボランティアとNPO等の特徴を理解して、それぞれにあった連携・調整を考える
  2. NPO等の支援は、行政のそれぞれの分野の担当部署との連携・調整は不可欠。
- ※地域防災計画、受援計画の想定は、こうした分野の連携を想定した計画になっているか？

『NPOとボランティアはどちらも社会貢献のための活動を行う!』が、

## ● NPO（非営利団体）は

「Non-Profit Organization」の略称  
その名の通り、**非営利の組織**  
収益を目的とする事業を行うことができる  
事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に  
充てる

## ● ボランティアは

一般的に「自発的な意思に基づき他人や社会に  
貢献する行為」を指してボランティア活動と言う  
活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会  
性（連帯性）」、「無償性（無給性）」などがある

出典：厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/12/dl/s1203-5e\\_0001.pdf](https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/12/dl/s1203-5e_0001.pdf)

ノウハウを持つスペシャリスト集団



善意で集まる個人たち



# 防災基本計画

## 第2編 第1章 災害予防 第3節 国民の防災活動の促進

### 3 国民の防災活動の環境整備

#### (2) 防災ボランティア活動の環境整備

○国及び市町村(都道府県)は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及び**NPO等との連携**を図るとともに、**中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)**を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

○国及び市町村(都道府県)は、防災ボランティアの活動環境として、**行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し**、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、**被災者ニーズ**等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う**情報共有会議**の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

○国及び地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの**災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等**に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

上記以外にも、ボランティアNPOによる記載があります



避難生活を支える



生活を再建する

被災者への支援 = 制度 (行政) + 自発的支援 (民間)

自発的支援 = 一般ボランティア (個人) + NPO等 (組織)

災害VC

災害中間支援組織

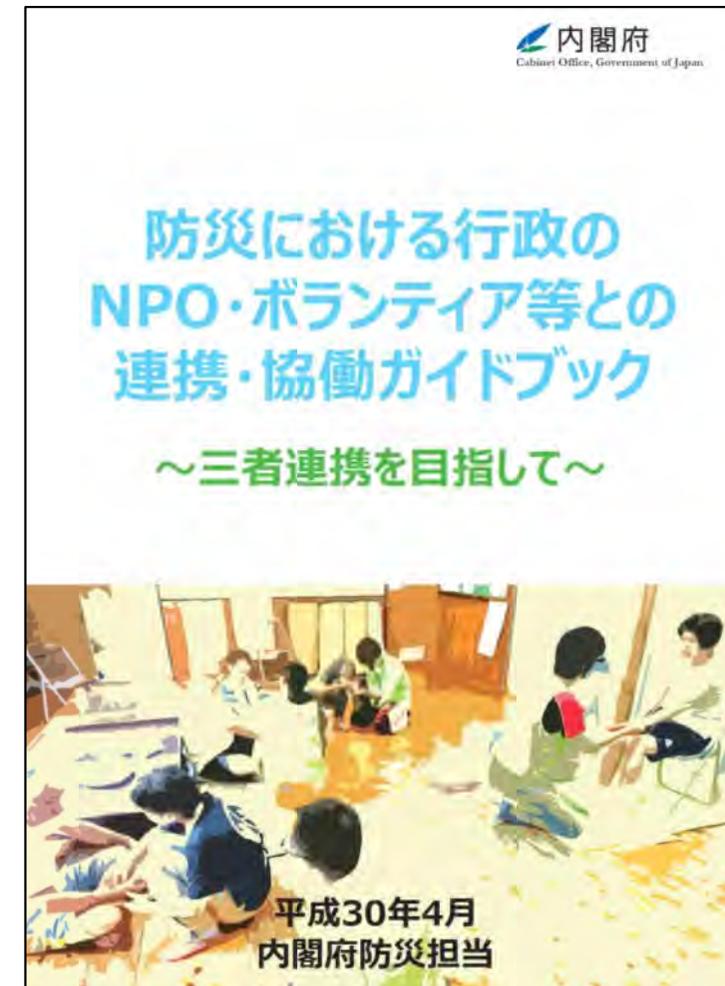
※頼れる状態に変換する「装置」

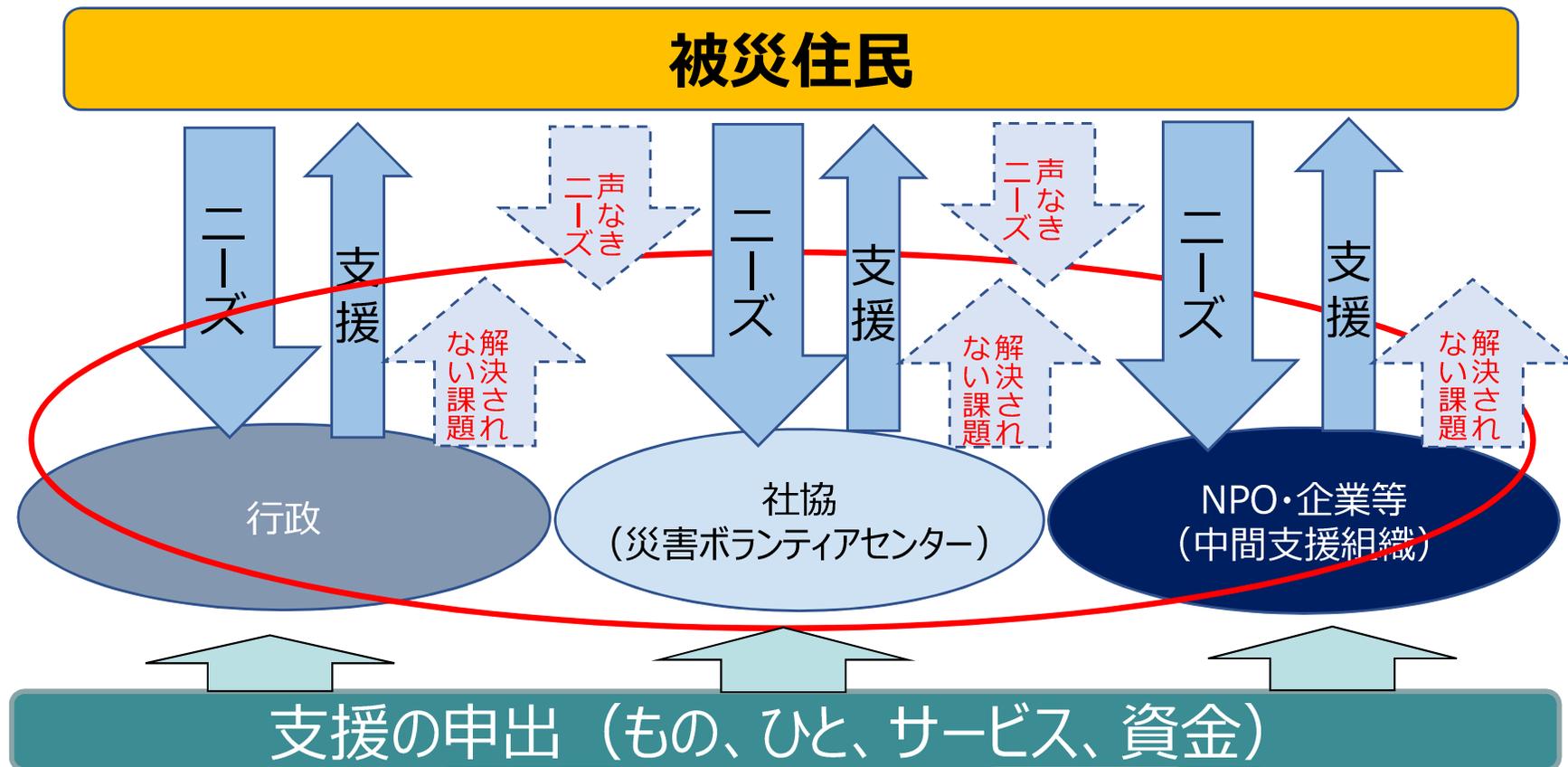
三者の連携・調整の場として「情報共有会議」

# 三者連携（多様な支援主体との連携）

## 【定義】

- 災害時には被災地内外の行政・社会福祉協議会・NPO・ボランティア等の**多様な主体**が一日も早い被災者の生活再建、被災地の復興を目指して災害対応にあたります。
- 被災者支援を行う主体は「**地元**」すなわち被災地内の**組織・団体・個人**と「**外部**」すなわち被災地外からの組織・団体・個人に大きく分けられますが、活動形態に着目すると行政（行政からの要請・委託等により行政と一体的に活動する民間主体を含む）によるもの、災害VCでの調整を経て実施されるもの、それら以外に独自に活動するものなど、近年多様化が進んでいます。
- 「**行政**」「**災害VC（社協）**」「**NPO等とそれを支える中間支援組織**」の連携を**三者連携**と総称しています。



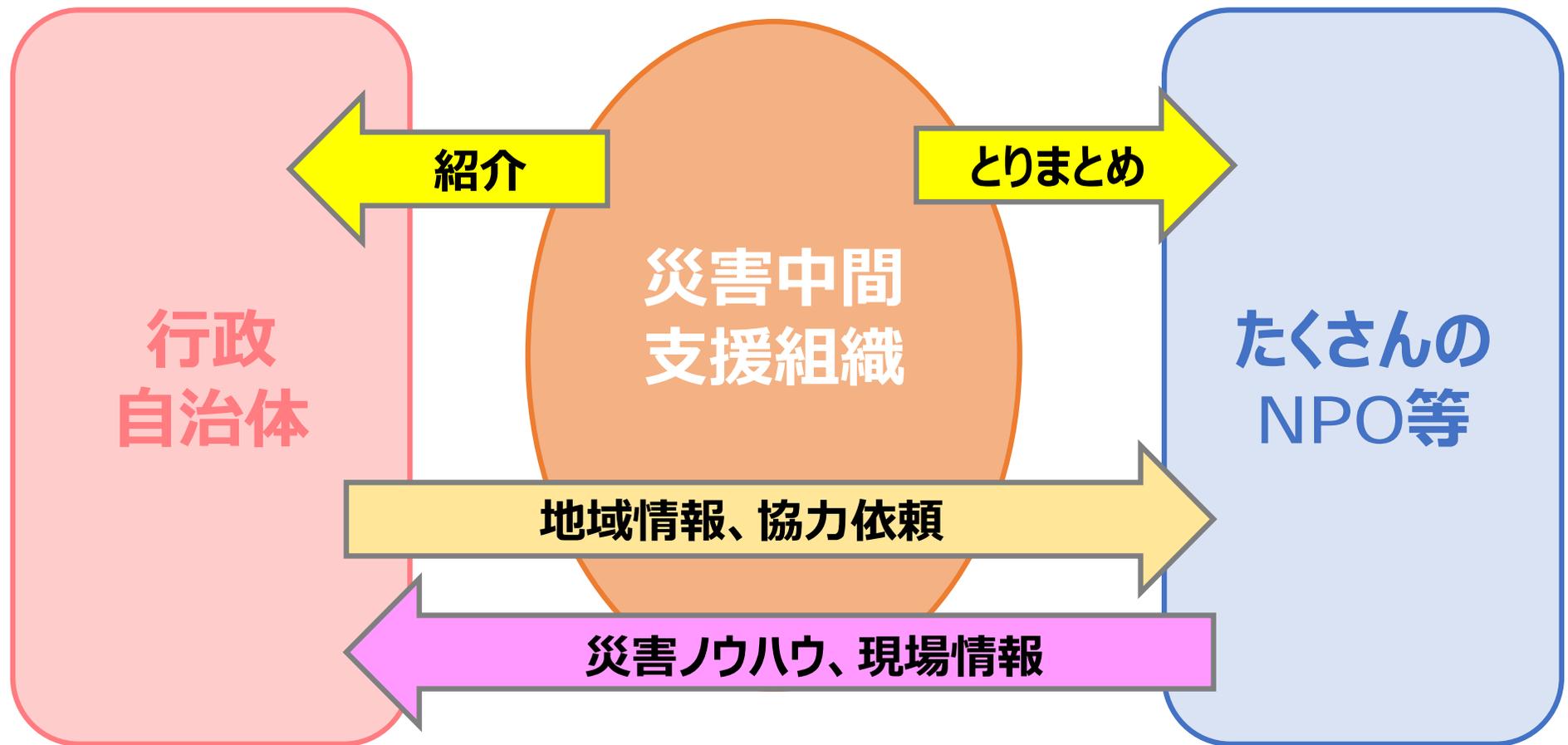


自組織だけでは解決できないニーズ、活用できない支援リソースを共有することで、  
単体では解決しない課題（の部分）の解決につなげる

連携して補い合うしかない！  
（ニーズに対しての補完関係を！）



災害中間支援組織は「NPO等への総合窓口」として行政とNPOの間の情報やノウハウの橋渡し役となり、スムーズな連携のサポートを行います



# 「情報共有会議」～連携・調整の場～



← 九州北部豪雨支援者情報共有会議



↑ 災害支援ひろしまネットワーク会議 (西日本豪雨)



← OSN災害時連携会議 (大阪北部地震)

情報共有会議を開催するために必要なこと、やること

## 情報共有会議で共有すること ～三者から共有するテーマ～

### 行政から

1. 被害状況、孤立集落など
2. ライフラインの復旧状況
3. 避難所の開設、運営
4. 食料、水など手配状況
5. ニーズの情報
6. 制度の情報

### 災害VCから

1. 災害VCの開設
2. 受援応援体制
3. 活動の範囲
4. NPOとの連携状態
5. ニーズの情報(内容、場所、変化)
6. ボランティアの動向

### NPO等から

1. どこで、誰を対象に活動するのか
2. 活動期間(いつ始めて、いつ頃まで実施するのか)
3. 現在実施している活動の他に何ができるか
4. 活動から見たニーズ
5. 過去の知見、見立ての提供
6. 活動終了後の連携団体などへの繋ぎ

	機能・役割	参加者	実施実績
コア会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有会議の全体会議の実施の<b>判断</b></li> <li>・発災後間もなくに開始</li> <li>・情報交換、全体会議で挙げられた<b>課題解決</b>を県域で検討する</li> <li>・市町村域情報共有会議のサポート</li> </ul>	県行政、県社協 県域の中間支援	熊本県、愛媛県 (長野県)
全体会議 県域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、社協、支援団体、支援者が一堂に集まる<b>オープンな場</b></li> <li>・活動内容、支援施策の共有、課題解決に向けた情報共有</li> </ul>	行政、社協 県内外の支援団体 支援関係者等	岡山県、広島県、 愛媛県、長野県
全体会議 市町村域			熊本市、益城町、 朝倉市、倉敷市 いわき市
テーマ別 会議	避難所、在宅などの指定避難所外避難者要配慮者、 被災家屋、仮設住宅等、生業		茨木市、朝倉市、
勉強会 検討会	フェーズ毎のニーズ、課題検討会（一つの課題に集中して協議する）、次に必要とされる災害対応の勉強会		熊本県、愛媛県

## たとえば、避難生活での困りごと

### (食事)

- ①毎日、おにぎりと菓子パンで・・・
- ②弁当になったが、揚げ物ばかりで、栄養バランスも心配・・・
- ③暖かいものが食べたい・・・

### (トイレ・寝床)

- ④トイレまで遠いし、暗いので、なるべく行きたくない・・・
- ⑤床に薄いマットの上で寝ている。体が痛くて・・・
- ⑥寒い・熱いの調節ができない・・・

### (ペット)

- ⑦ペットを寝床まで連れてくる人がいる・・・
- ⑧避難所でペットを断られた・・・

### (在宅)

- ⑨必要な生活物資が届かない。避難所に行ったら物資を断られた・・・
- ⑩支援の情報が届かない

### (その他)

- ⑪体を動かさなくなっていて・・・
- ⑫個人的なニーズが・・・

### 誰が対応？

住民

行政  
(部署は？)

災害VC

NPO

制度  
スピード  
処理能力

「すべき」でも  
「できない」  
場合は？

災害救助法  
(避難所整備、  
物資、食事)

プッシュ型支援  
(物資、食事、  
設備)

## 避難所アセスメントチーム編成表

5月2日～5月4日

No.	区分	担当エリア	所属1	所属1
1	熊本チーム	県北	NPO くまもと	NPO くまもと
2		県北・県央	NPO くまもと	NPO くまもと
3		県央	NPO エコパートナー	NPO エコパートナー
5		県央	防災士会	防災士会
6		阿蘇	J C	J C
7		阿蘇	J C	J C
8		支援チーム	宇城・天草	福島大学
9	御船		レスキューストックヤード	みらいサポート石巻
10	嘉島・甲佐		PBV	PBV
11	県南		震つな	かながわ311
12	県南		J A R	

市町村の皆様へ  
～NPO等と連携した避難所運営の改善について～

ノウハウを有するNPO(組織的なボランティア)等と連携することにより、  
①避難所の生活環境の向上、②運営にあたる行政職員の負担軽減を図ります。

保健師の見回り情報等、県がこれまでに把握してる避難所に関する情報



＜NPO等による訪問調査＞  
●内容:避難所の生活環境に関する調査  
●期間:5月2日～4日(予定)  
●対象:別紙の通り  
●方法:NPOによる目視と、必要に応じて運営者の方に最小限のヒアリング

御協力・御周知  
お願いいたします!  
※住民の皆様には御負担は  
お掛けいたしません

県・政府現地対策本部

＜NPO等による支援＞  
＜例＞避難所環境について助言・支援  
整理整頓、衛生面、パーテーション設置、女性の視点に立った運営、避難者自身による運営への移行 等

避難所支援チーム  
(市町村毎)  
行政、社会福祉協議会、  
NPO、地元ボランティア  
(JC等)

「熊本地震・支援団体火の国会議」に参加するNPO

「熊本地震・支援団体火の国会議」とは、熊本地震による被災者支援、生活再建を官民連携により実施するために、国(政府現地対策本部)、熊本県、NPOが設立した会議。

【照会先】 事務局 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)  
政府現地対策本部(内閣府)  
熊本県健康福祉政策課



# たとえば、水害時に「家」の困りごと

(廃棄物など)

- ①敷地内に大量の土砂や流木があって・・・
- ②水につかった家電や家財道具が出せない・・・
- ③床下にも泥が入ってしまっって・・・
- ④壁が濡れてカビが生えてきた・・・
- ⑤廃棄物は、回収してくれるのかな・・・
- ⑥田んぼ、畑にも土砂や流木が・・・

(再建、その他)

- ⑦家を修理したほうが、解体したほうが良いか・・・
- ⑧土砂の中から、大事なものを取り出したい・・・
- ⑨解体前に分別しろと言われたが・・・

誰が対応？

住民

行政  
(部署は?)

災害VC

NPO

制度  
スピード  
処理能力

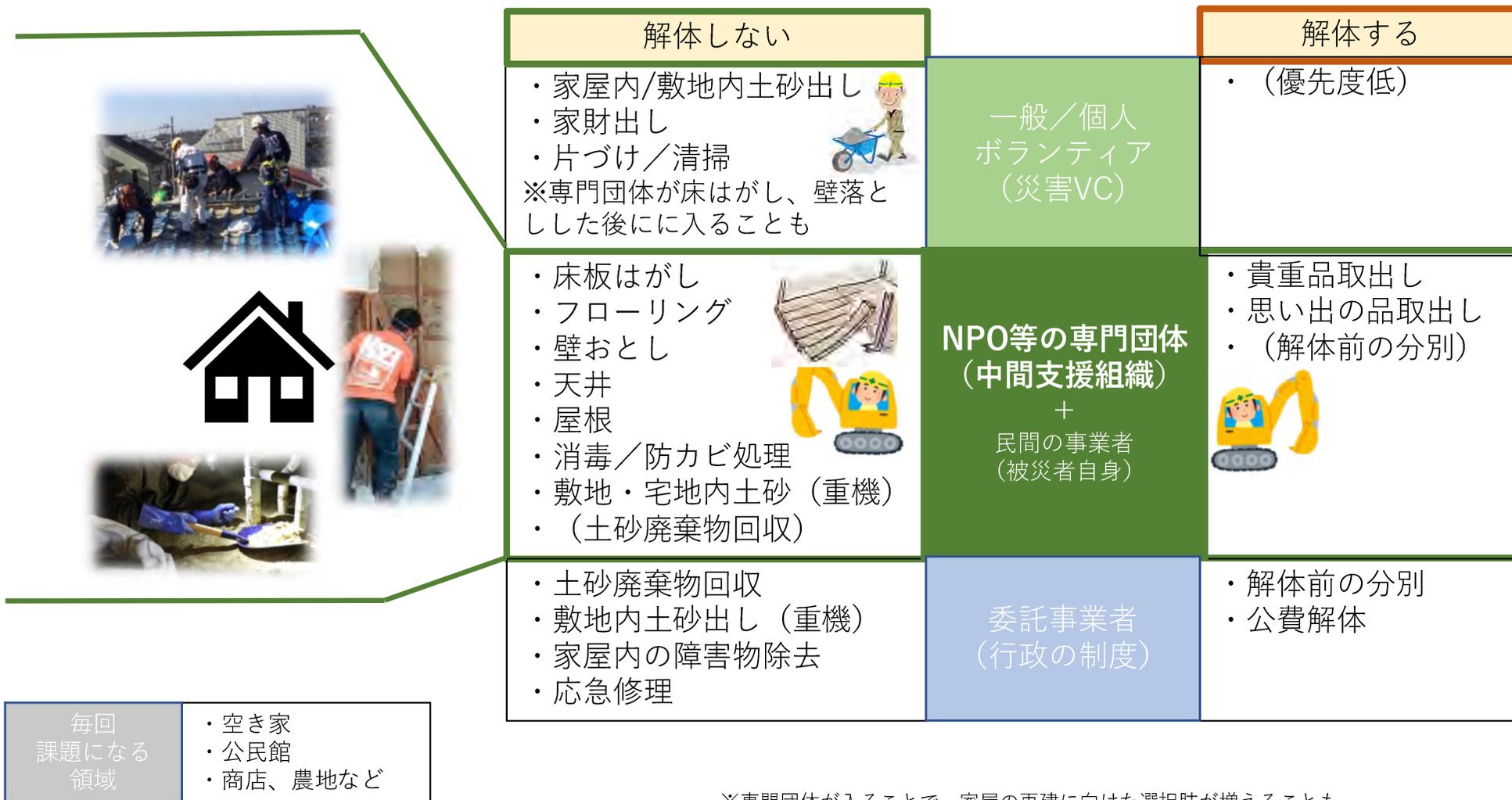
「すべき」でも  
「できない」  
場合は？

災害等廃棄物処理事業  
(災害ゴミの撤去、公  
費解体)

堆積土砂排除  
事業

災害救助法  
(応急修理、仮設住宅、  
障害物除去)

# 被災家屋の支援



※専門団体が入ることで、家屋の再建に向けた選択肢が増えることも

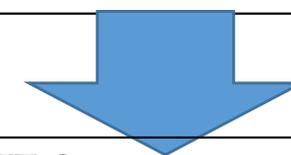
## (4) 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性等が認められなければ補助対象とはならないことには十分留意すること。また、「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象とした事例もある。

### 【通常災害】

区 分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物を処理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物を処理するための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4. 薬品費	○	単なる消費目的は×
5. 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象。
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも○、明らかに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象
12. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂の排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の被害度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	厚労省災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	災害救助法に基づき避難所の開設期間内に限る
18. 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破碎・チップ化等中間処理業務の委託費	○	
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象

- ・ 仮置き場まで持って行くように言われた
- ・ 断熱材は受け取れないといわれた
- ・ 廃棄物が道端にあふれてしまう
- ・ 行政指定の袋を使うように言われた
- ・ 制度が実施されるまで時間がかかると言われた
- ・ . . .
- ・ 解体時に分別しろと言われた
- ・ 全解なのにエアコンは取り出すように言われた . . .
- ・ 解体前に大事なものを取り出したい



- ・ 処分場の問題？
- ・ 予算？
- ・ 業者がない？
- ・ 業者がやりたがらない？
- ・ 運用方法？

※NPO等が実施した場合の費用補填はNG

- ・災害ゴミは、仮置き場に出すように言われたけど、住民が持っていけないので、NPOが持っていったら、受け入れてもらえなかった
- ・災害支援になれていないNPOが、分別をしないで混載で仮置き場に持ってきた
- ・被災家屋の作業がまだ続いているのに、仮置き場が閉められてしまう
- ・廃棄物の回収・分別の業者が足りなくて、ボランティアやNPOに依頼が来る
- ・全壊世帯で公費解体前の分別の依頼がボランティアに来る・・・

# 2019年 連携事例

災害	NPO等 団体数	情報共有会議 (行政、社協、NPO等の多様な主体が参加)
台風 15号	約50	台風15号災害支援関係者打合せ会(千葉) 技術系団体による会議
台風 19号	約400	災害VC連絡会議(宮城) 丸森町情報共有会議(宮城・丸森) 台風19号被害対応の会議(福島) いわき市支援者情報共有会議(福島・いわき) 被災者支援いばらきネットワーク会議(茨城) がんばろう栃木！情報共有会議(栃木) 埼玉県情報共有会議(埼玉) 東京都災害ボランティアセンター情報共有会議(東京) 台風19号かながわ災害支援者連絡会(神奈川) 長野県災害時支援ネットワーク会議(長野) 静岡県情報共有会議



# 災害情報報告マップ

情報選択



2019/10/16 15:13:51

location

報告者:tom maehara

日本、〒381-0001 長野県長野市大字赤沼2785-3

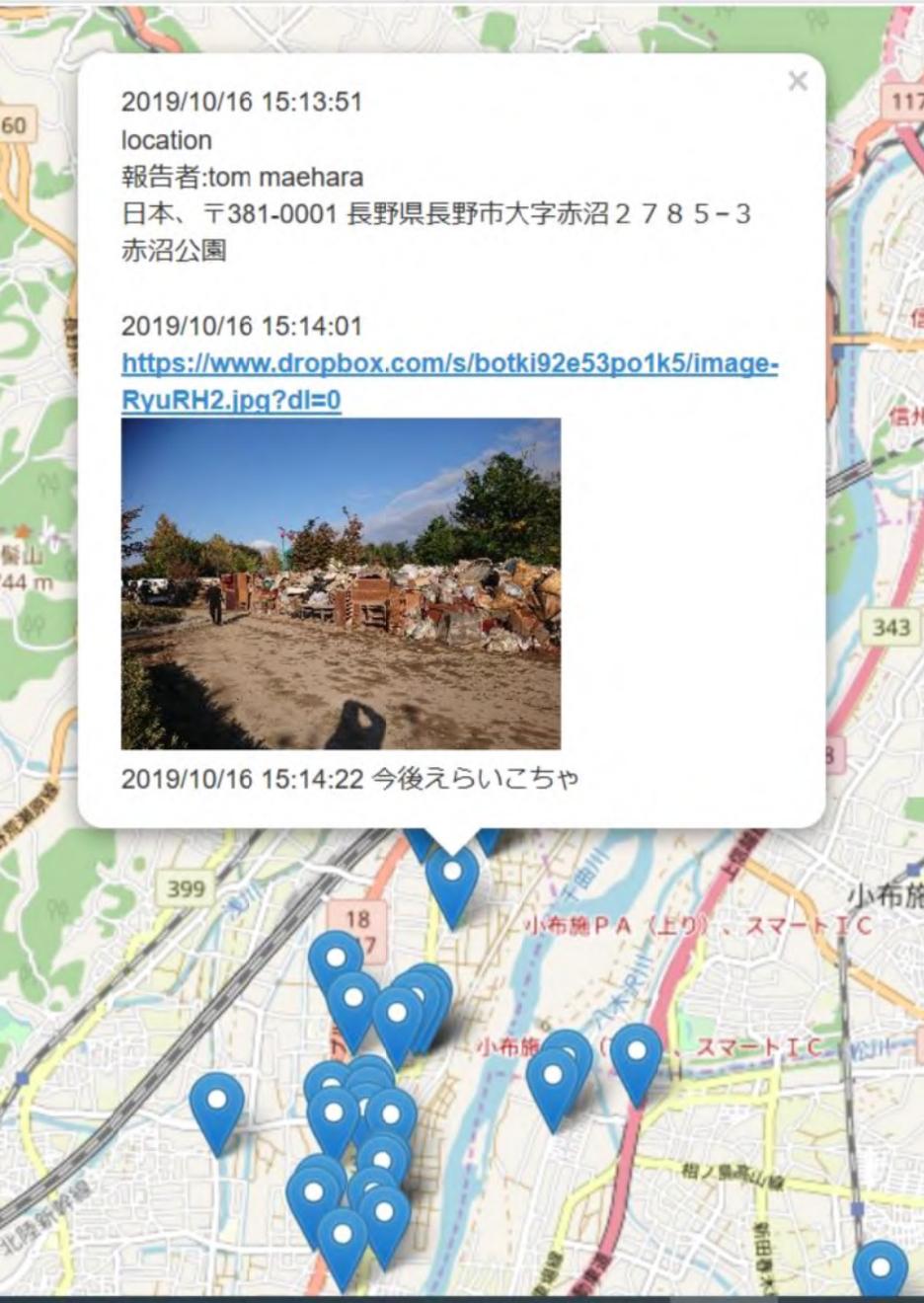
赤沼公園

2019/10/16 15:14:01

<https://www.dropbox.com/s/botki92e53po1k5/image-RyuRH2.jpg?dl=0>



2019/10/16 15:14:22 今後えらいこちゃ



# Operation: One NAGANO

被災者のために、市民、ボランティア、行政、自衛隊、すべての人の力を結集しよう

## Operation One Nagano@長野市

市民、ボランティア、行政、自衛隊が連携し、災害ごみ集め、  
たくさんの災害ごみを集中的に大量に移動させる  
ボランティア参加のご協力をお願いします。  
(台風19号による災害ボランティアで県内初の大規模活

## 【災害VCの役割】

- ・住民への周知
- ・マンパワーの募集
- ・軽トラの募集

## 【NPOの役割】

- ・勝手仮置き場の情報
- ・ノウハウ／アイディア
- ・資機材、車両等

出典:長野県

台風19号災害より、大量に発生した災害廃棄物を被災地域から無くすことが、緊急の課題となっています。**ボランティアの皆さんの力を貸して下さい**

市民、ボランティア、行政、自衛隊が一体となるこの活動を「One NAGANO(ワナガノ)」と命名

## (ボランティア・NPO)

- ・災害VC打合せ
- ・情報共有会議

## (国・県・市)

- ・災害対策本部会議
- ・関係省庁連絡会議
- ・廃棄物・土砂に関する

打合せ(長野県、長野市、内閣府、環境省、自衛隊、警察、県社協、NPOなど)

※NPO・社協・行政が相互に参加し、相乗効果を発揮



## 「One NAGANO」とは…

- ・昼間、市民、ボランティア、行政職員の力を結集し、長野市豊野地区等に点在する臨時集積所から赤沼公園&大町交差点まで移動させる
- ・夜間、自衛隊が赤沼公園&大町交差点付近に集めた災害ごみを地区外に排出します。

市民、ボランティア、行政、自衛隊の力で、被災者のために一丸となって活動しましょう！

【10月22日撮影:赤沼公園】  
大量の災害ごみがまだ周囲にも...



各都道府県廃棄物行政主管部（局）御中

各都道府県社会福祉協議会御中

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク正会員団体御中

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク技術専門委員会御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）  
環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室長  
社会福祉法人全国社会福祉協議会  
特定非営利活動法人  
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について（周知）

平素より防災・災害廃棄物行政の推進に御理解・御尽力いただき、誠にありがとうございます。

片付けごみなどの災害廃棄物の撤去等については、被災された住民の健康への配慮や安心・安全の確保、一日も早い生活再建のために、迅速な対応が必要です。このため、市区町村の廃棄物部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が、日頃から情報共有を進め、発災時には緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応することが極めて重要となっております。

つきましては、災害廃棄物の撤去等における関係者のより効果的な連携体制の構築に向けて、以下の取組を実施いただきたく、御連絡いたします。

なお、都道府県及び都道府県社会福祉協議会におかれては、下記について御確認の上、貴管下市区町村、市区町村社会福祉協議会等に対する周知をよろしくお取り計らい願います。また、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（以下「JVOAD」という。）正会員団体及び技術系専門委員会におかれては、関連団体等への周知をよろしくお取り計らい願います。

## 記

### 1 平時の連携

#### (1) 連絡担当者の共有

市区町村の廃棄物部局及び社会福祉協議会は、平時及び発災時において、災害廃棄物処理制度や分別・排出方法等に係る情報共有を行うため、市区町村の廃棄物部局と社会福祉協議会との連絡窓口となる担当者（以下「連絡担当者」という。）を定め、市区町村の廃棄物部局の担当者から、社会福祉協議会の担当者に対し、平時から連絡先情報の確認・更新を行う。

#### (2) 災害廃棄物の分別・排出方法の検討・周知

市区町村の廃棄物部局は、発災時に住民やボランティアが混乱をすることのないよう、平時から災害廃棄物の分別・排出方法について検討し、社会福祉協議会の連絡担当者に情報共有するとともに、広報誌やホームページへの掲載等を通じて地域住民や NPO・ボランティア団体への周知を図る（別添 1 参照）。

社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体におかれては、宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る関係省庁の支援制度の把握に努める（別添 2 参照）。

### 2 発災時の連携

#### (1) 連絡体制の構築

被災市区町村の廃棄物部局及び社会福祉協議会は、平時に共有した連絡先情報に基づき、必要な情報を共有する。併せて、被災地で活動している NPO・ボランティア団体が被災者支援の情報を共有するための情報共有会議が開催されているときは、その会議に出席するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像の把握に努め、NPO・ボランティア団体との連絡体制の構築を図る。

環境省は、JVOAD を通じて、各被災市区町村において主となって対応している NPO・ボランティア団体の連絡先情報を確認し、都道府県を通じて市区町村の廃棄物部局の連絡担当者に共有し、被災市区町村、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の連携体制の構築を支援する。

#### (2) 災害廃棄物の撤去等に係る広報・周知

被災市区町村の廃棄物部局は、災害廃棄物の分別・排出方法について、発災後速やかに住民・ボランティア向けの広報チラシ等を作成し、社会福祉協議会の連絡担当者に共有するとともに、メディア、自治会、ボランティアセンター等を通じて広報・周知を行う。また、災害廃棄物の撤去等について決定した方針や住民に対する周知内容（仮置場の開設や公費解体の受付開始等）については、社会福祉協議会の連絡担当者に速やかに共有（可能な場合には、上記情報共有会議等において共有）し、ボランティアへの周知協力を依頼する。なお、災害の状況に応じて、片付けごみなどの収集運搬計画を、ボランティアの活動計画を踏まえて調整することについても、可能な範囲で検討を行う。

環境省は、災害廃棄物に係る事務連絡等を発出した際には、全国社会福祉協議会及び JVOAD にも共有するとともに、被災都道府県・市区町村の社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体への周知を図る。

#### <連絡先>

- ・内閣府政策統括官（防災担当）付  
（防災ボランティア活動の連携・協働に関すること）  
詰室、大井、向井所 TEL: 03-3502-6954
- ・環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室  
（災害廃棄物の処理に関すること）  
福永、鈴木 TEL: 03-5521-8358
- ・社会福祉法人全国社会福祉協議会  
（災害ボランティアセンター・社会福祉協議会に関すること）  
小川、千葉 TEL: 03-3581-4656
- ・特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク  
（NPO・ボランティア団体等の支援に関すること）  
明城、成田 TEL: 080-5961-9213



# 屋根への対応・ブルーシート展張（房総半島台風／台風15号）

## 技術系NPOのブルーシート張り活

### ブルーシート張り実績

発災から11月10日まで

	団体名	設置数	活動人数概数
1	つながり	137	75
2	ロハス南阿蘇	30	10
3	ひのきしん隊	71	20
4	愛・知・人	59	10
5	災害救助レスキューアシスト	197	5
6	ひのきしん隊	59	
7	JRVC	1	10
8	big up 大阪	31	
9	集結	53	10
10	DEF東京	2	10
11	コミサポ広島	67	5
		707	155

(JVOAD 調べ)

#### 推計値

自衛隊、消防機関、NPO等団体あわせて、  
全体で少なくとも5千件のブルーシート張りの支援

$$707 / \text{約} 5,000 = \text{約} 14\%$$



- ・ニーズや支援状況の把握、未解決や取り残されている課題に対して解決のための手を打つ

分野別の コーディネーション	分野	市町村域のコーディネーション		都道府県域の コーディネーション
		A市（地区）	B市（地区）	C町（地区）
	被災家屋			
	在宅			
	避難所			
	仮設住宅			
	生業			
	要配慮者			
	...			

# 繰り返される被災地の課題

- ・避難所運営に関する課題（食事、寝床など含）
- ・屋根・ブルーシートの課題（地震）
- ・床下の対応に関する課題（水害）
- ・**災害廃棄物・土砂撤去／解体に関する課題**
- ・仮設住宅の規格・利用方法に関する課題
- ・農業支援に関する課題
- ・外国人支援に関する課題
- ・物資に関する課題
- ・在宅被災者に関する課題

まだまだ  
支援の担い手が不足  
調整力が不足

## 支援をする立場の行政の限界

THE AJINOMOTO FOUNDATION 食べる支援プロジェクト

避難所では・・・



- ・朝パン、昼おにぎり、夜お弁当が何か月も続き、栄養バランスが整わない
- ・乳幼児、妊産婦、アレルギー等に配慮した食事が確保できない

市町村行政では・・・



- ・不慣れな災害対応で激務
- ・被災者の食事の量を確保するだけで一杯いっぱい
- ・自分達の食事は当然後回し（同じ被災者なのに）

炊き出しも・・・



- ・量が足りない
- ・素人には大量調理が難しい、衛生管理のスキルにも乏しい
- ・負担が大きく続けられない
- ・お金が足りない

在宅避難では・・・



- ・備蓄した食料が足りない
- ・台所を被災して調理ができない
- ・車を被災して買い物にも行けない
- ・避難所に行けず、行政が配る食べ物にありつけない

# 新型コロナウイルス

## 避難生活お役立ち サポートブック

RESPONSE GUIDELINES

新型コロナウイルスの感染が  
懸念される状況における  
ボランティア・NPO等の  
災害対応ガイドライン

JV○AD

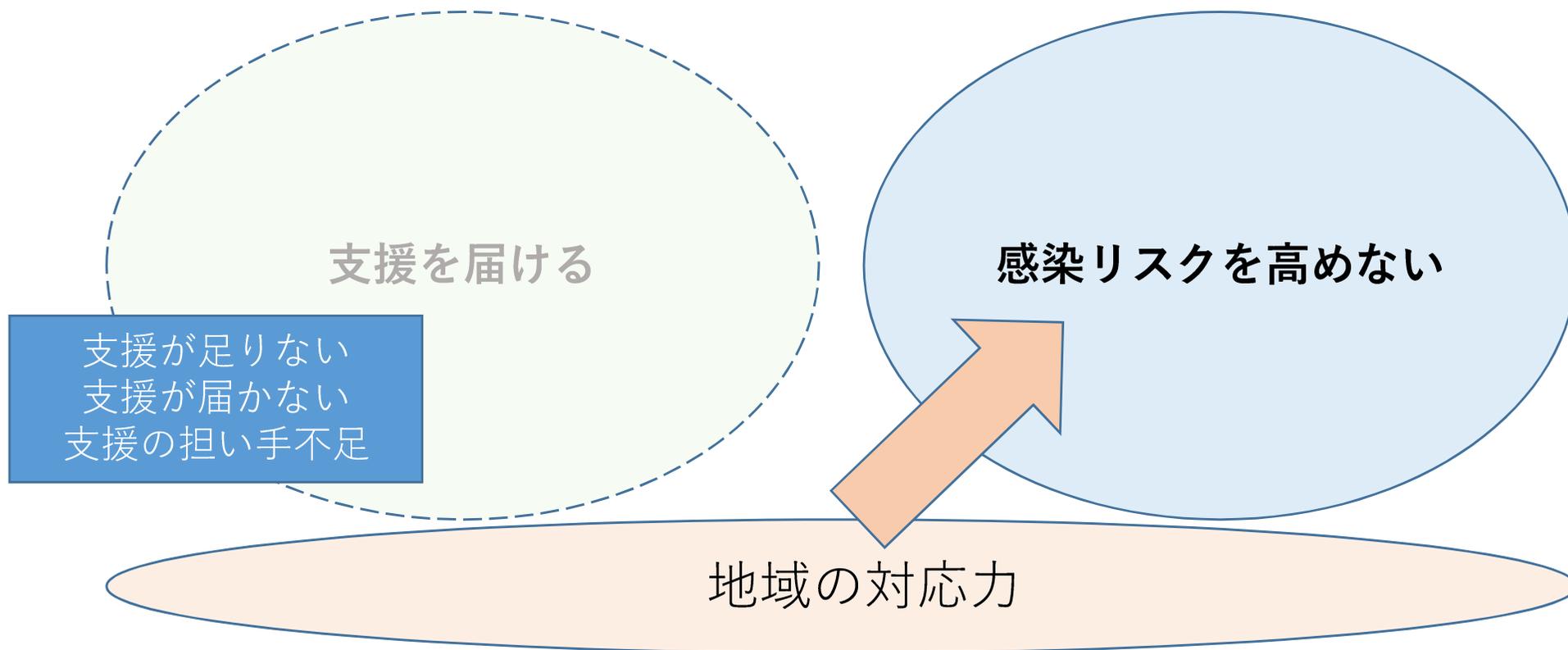
1 被災した地域への支援は、地域の意向に配慮することを前提に対応を考える

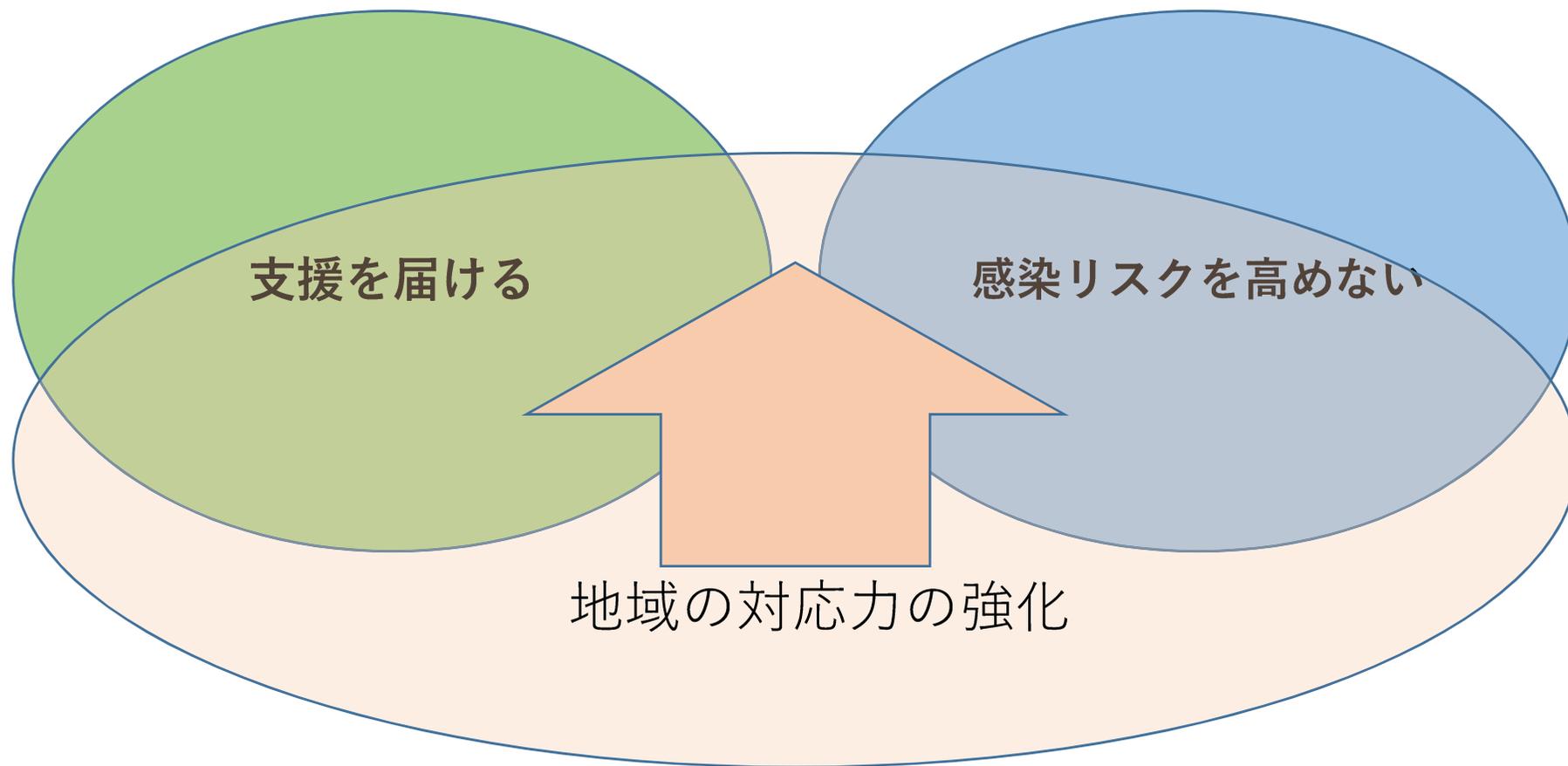
2 支援は、被災した地域内での対応を中心に考え、  
原則として外部からの人的支援は遠隔での対応が主体となる

3 現地災害対策本部／行政等からの要請などがある場合、  
現地での支援に必要なノウハウをもった支援者が被災地で活動を行うことがある  
(災害の規模等により、現地からの要請ができない状況に陥った場合や、  
地域内の共助《助け合い》の能力を超えた場合においても、現地入りを行う  
可能性がある)

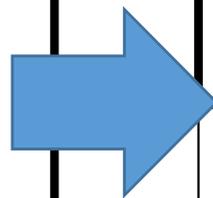
2021年2月28日発行(第3版)

今後最新情報に基づき、随時更新予定





- ・ ニーズの把握
- ・ 必要な支援の見立て
- ・ 支援活動のリスク評価



- ・ 地元の支援の担い手の確保
- ・ 外部の支援者への依頼  
(リスク評価のうえ)

# 佐賀災害支援プラットフォーム(SPF)加盟団体による コロナ禍での域外への支援要請等の為のガイドライン

## 1. 前提

本ガイドラインにおける被災地での「先遣隊等の調査」及び「支援活動等」の域外支援団体への要請等における支援活動については**被災者と支援者の安全確保を最優先**にすることを判断基準として実施する。また、本ガイドラインに基づき佐賀で支援活動を行う域外組織・個人は佐賀災害支援プラットフォーム(以下、SPF)の仲間と考え、被災者支援の気持ちと同じくして活動に取り組む。

## 2. 支援要請の対象

SPF加盟団体により支援要請をする域外支援団体は、下記の(1)～(5)のすべてに該当する組織とし、専門的な知識がある者、又はその指導の下に活動する者たちに限定する。

- (1) 災害ボランティア活動の知識や過去の実践経験がある組織
- (2) 建築、設計、医療、福祉、介護、教育、法務、金融や災害支援のコーディネーター、運輸、重機や大型自動車等の専門家及び有資格者などを有する組織
- (3) 組織内の連絡体制が確立しており、責任を持って活動ができる組織。また、参加メンバーの名簿を作成・管理をして、責任者及び参加メンバー全てに活動中でも必ず連絡が取れる体制を構築できる組織
- (4) 現地入りする参加メンバーの全てが、**PCR検査を受け陰性であること**  
※なお、PCR検査の費用については、事前申告調整によりSPFで負担することができる。  
(後日、領収書等と引き換えとする。)
- (5) 組織の活動に関する感染予防等の内部ルールが徹底していること。  
※必要に応じてSPF医療福祉タスクチーム(佐賀大学医学部メンバーなど)によって確認調整を行う。

## 3. 先遣隊による調査

域外支援団体の先遣隊による現地調査は極力控えることとするが、必要な場合にはSPFと事前に確認調整を行ったうえで調査の実施を決定し、実施においてもSPFと連携をとりながら調査を実施してその内容を共有する。また、実施の際にはSPFガイドラインに準じた行動を最少人数で行い、ICTなどを積極的に活用して、現地での人的接触を極力控える形で域外支援団体が責任をもって行動する。

## 4. 支援活動中の感染予防

域外支援団体は、支援活動中には別紙の「コロナ禍における災害支援活動の実施について」を順守して感染拡大予防に努めて活動する。なお、支援活動以外の時間も会食や三密を避けて域外支援組織において責任をもって行動する。

- (1) 活動中は参加メンバーの衣服、車両などへの「SPFロゴマーク」の掲示を推奨する。
- (2) 佐賀での活動期間中は「業種会議」に可能な範囲で参加し、活動状況を共有する。
- (3) 佐賀での支援活動後、2週間は行動の記録をとり、万が一、新型コロナウイルスに感染したメンバーが出た場合には速やかにSPFに報告する。

## 5. ガイドラインの変更・修正

このガイドラインは状況に応じて改善するためにSPF内での協議により変更する場合があります。変更の際にはウェブサイト等で周知・広報を行う。

# 支援要請等・現地活動・終了後までの手順



# 「災害中間支援組織」となる都道府県域ネットワーク

北海道:北の国災害サポートチーム(きたサポ)

岩手県:いわてNPO災害支援ネットワーク(INDS)

埼玉県:埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」

千葉県:災害支援ネットワークちば(CVOAD)

東京都:東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議(TVAC)

新潟県:新潟県災害ボランティア調整会議

長野県:長野県災害時支援ネットワーク

岐阜県:岐阜県災害ボランティア連絡調整会議

静岡県:南海トラフ巨大地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会

三重県:みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)

京都府:京都府災害ボランティアセンター

大阪府:おおさか災害支援ネットワーク(OSN)

兵庫県:災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議

奈良県:奈良防災プラットフォーム連絡会

広島県:災害支援ひろしまネットワーク会議 / 広島市災害ボランティア連絡調整会議

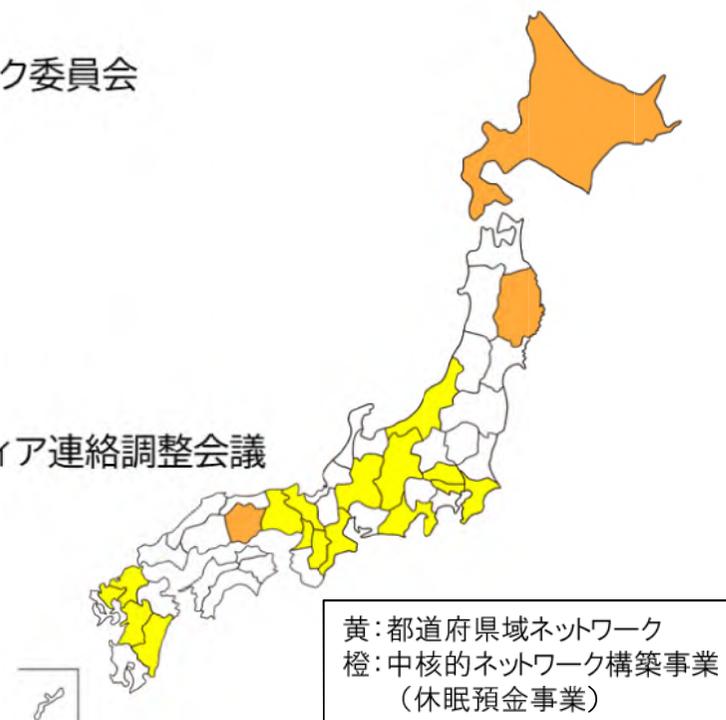
岡山県:災害支援ネットワークおかやま

福岡県:災害支援ふくおか広域ネットワーク(Fネット)

佐賀県:佐賀災害支援プラットフォーム(SPF)

熊本県:くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(KVOAD)

宮崎県:宮崎県・県社協・NPO防災会議



キーワード: 「地域の災害対応力の強化」

## 担当者の悩み

ところで、どのNPOに、何を、どのようにお願いすればいいのだろうか...

怪しいNPOもあるって聞くし...

誰かいいNPOを紹介してくれたらなあ

過去の災害時はどうしたんだろう相談したいな



**災害中間支援組織は平時も災害時も頼れるスペシャリスト集団！！**

### < 平時 >

- ・行政とのネットワーク  
(内閣府との三者連携協働ティアアップ宣言 など)
- ・NPO間のネットワーク形成支援

### < 災害時 >

- ・被災地ニーズや支援活動に関する情報共有・調整
- ・行政・NPO・ボランティア間での「情報共有会議」の開催支援

# 長野県では、平時からプロセスを共有してきた

## 【県】

- ・地域防災計画の修正
- ・広域受援計画の策定
- ・災害対策本部訓練の実施
- ・NPO等との連携研修の実施  
(TBKの検討)(車中泊の検討)



## 【NPO、社会福祉協議会等】

- ・長野県災害時支援ネットワークの構築
- ・災害時の連携を考える長野県フォーラムの開催



災害時の連携を考える長野県フォーラム(2021年1月)



災害対策本部訓練(2019年9月)



災害対策本部会議(2019年10月)

① ネットワーキング

② 人材育成

③ コーディネーション  
体制整備

どうやって、持続可能になるか？

どうやって、発展できるか？

## 共有・検討内容（例）

	行政	社協	NPO等 (災害中間支援組織)
ひと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度に精通している人材</li> <li>・制度で事業委託先の業者の確保、育成</li> <li>・自衛隊への要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険作業以外のボランティア活動の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンパワーを提供できる組織</li> <li>・重機、ノウハウなどを提供できる組織</li> <li>・担い手の育成</li> </ul>
もの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機、資機材などの確保</li> <li>・拠点となる場所の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアが活用する資機材</li> <li>・拠点となる場所の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機、資機材の確保</li> <li>・拠点となる場所の確保</li> </ul>
資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積土砂排除事業</li> <li>・災害廃棄物除去事業</li> <li>・救助法（障害物除去）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄付金の獲得</li> <li>・助成金の仕組み</li> </ul>
ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別方法</li> <li>・回収方法、仮置き場設置</li> <li>・仮置き場の終了時期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの把握/受付対応</li> <li>・ボランティア対応の範囲</li> <li>・優先順位の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノウハウの共有</li> <li>・安全対策</li> </ul>

仮置き場までいけない人へ、期日までに対処できない人へ丁寧にアプローチ

**リユース品タイルカーペット『エシレ』は被災地の復興支援に活用されています！！**



**被災家屋の復旧・仮設住宅の防寒対策に！**

被災した家屋は多くのボランティアの協力で復旧されますが、必要な建材や材料は被災者ご自身のが購入しなければならず、負担が大きいことから『エシレ』を寄贈して復旧に使用していただいています。

また仮設住宅の防寒対策にも使用され、喜ばれています。

※長野県長野市



**被災地区の集会所再建に！**

集落全域が被災すると家屋と共に公民館や集会所も使用できなくなります。こんな時こそ地域の住民が集まって相談する場所が必要であり、復旧中の施設にタイルカーペットを敷くことで『仮設コミュニティセンター』として交流の場を開設する事ができ、地域の皆さんに喜んでいただいています。

※熊本県人吉市



**国土強靱化の取組事例集に採用されました**

内閣官房が毎年取り纏めている『国土強靱化 民間の取組事例集』にエムシープランナーズの被災地支援活動が採用されました。廃棄物になる運命だったタイルカーペットを回収・再生して被災地復興のお役に立てるこの活動には大きな意義があり、被害を受けられた方々のご苦勞を忘れずに寄り添う気持ちで今後も支援活動を続けてまいります。

(株)エムシープランナーズ

<https://mcplanners.com/TC-ETHIRE>

**今年も、大牟田市に500枚以上、大町町に300枚以上を提供！**

